

夜間帯保育の実施に関して留意すべき事項

留意すべき事項作成の趣旨

保育所保育は、子供の最善の利益の保障を第一義として全ての子供の健やかな育ちや発達を保証し、安心・安全な生活の場で実施されなければならない。保護者の夜間帯の就労による保育需要に応じつつも、夜間帯保育においてもそれは同様である。そこで、都では、事業者が子供の最善の利益を考慮した保育を実施できるよう、留意事項を提示することとする。

夜間帯の保育は、夕給食後から就寝に向かう時間帯や睡眠中に行われるものであるため、体を動かす活動や行事の実施等に重きを置かず、子供が安心して落ち着いて過ごすことができる環境の整備が大切であると考えられる。そのため、保育所保育指針の養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる内容を踏まえ、特に事業者にとって留意が必要な事項をまとめる。

また、特に家庭での保護者による子育てに対する支援について、例えば生活リズムを徐々に整えていくなど、夜間帯特有の保護者との連携の場面なども考えられることから、あえて留意事項として設定する。

I 養護に関すること

1 子供の気持ちに沿った保育

子供一人一人の気持ちに寄り添いながら保育を行うこと。

- 夜間帯の保育を利用する子供は、夕方以降、友達が降園する時間帯に残っていたり、多くの子供が帰る時間、登園したりします。その際、保護者と離れ、不安になり、寂しさを感じる子供もいるでしょう。そういった一人一人の子供の気持ちに沿いながら保育を行うことが大切です。
- 保育者が、子供の欲求、思いや願いを温かく受け止め、泣いたら抱っこしたり優しく話したりするなど、身体に触れる（スキンシップをする）ことで、子供の心は落ち着き、人との関わりの心地よさや安心感を得ていきます。

2 子供の生活や発達過程等に応じたふさわしい生活リズムづくり

子供の生活や発達過程等に応じたふさわしい生活リズムがつくられていくようにすること。

- 夜間帯の保育を利用する家庭では、夕方から登園する子供もいます。中には、朝遅くまで寝ている子供もいるでしょう。
- 保育者は、子供の生活全体を見通した上で、家庭の協力を得ながら、一人一人の子供の生活や発達過程等に応じたふさわしい生活リズムがつくられていくようにする必要があります。
- 例えば、スムーズに小学校生活に入ることができるよう、保護者と連携をとりつつ就学前までに徐々に午前中からの登園にシフトしていくことも大切です。

3 子供がくつろげる家庭的な環境づくり

子供が自然にくつろげるよう、家庭的な雰囲気の中で過ごすことができる環境づくりを行うこと。

- 夜間帯の保育を利用する子供は、夕給食後から就寝に向かう時間帯や夜の睡眠中に保育施設で過ごします。そのため保育施設で自然にくつろげるような環境づくりが重要です。
- 例えば、子供が疲れた時に横になれるスペースを設けたりします。夕方以降徐々に人数が少なくなりつつある時間帯には、不安が和らぐよう、ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で保育者や友達と絵本やおもちゃ等と一緒に少人数で過ごすことができるようにします。

II 健康支援に関すること

1 保護者からの子供の状態に関する情報収集

子供の健康状態の把握のため、家庭での食事や睡眠などについて、保護者から情報を得ること。

- 夜間帯は日中に比べ、交通手段が少ない等で保護者のお迎えまでに時間がかかることも考えられるため、特に平常と異なった状態の変化に速やかに気づくことが重要です。
- 子供の健康状態の把握には、保育者による健康状態の観察だけでなく、家庭での食事や睡眠などについて、連絡帳や口頭等で保護者から情報を得る必要があります。
- 登園する子供については、日中どう過ごし、どんな様子であったか、保護者から確実に情報を得ます。
- 子供の健康状態の把握には、特に発熱後等は体調や投薬の有無、食欲等詳しく保護者から話を聞く必要があります。

2 保育者による健康観察

機嫌、食欲、顔色、体温、動きの活発さなどについて、観察する時間を決め、こまめに健康状態のチェックをすること。

- 夜間帯は日中に比べ、交通手段が少ない等で保護者のお迎えまでに時間がかかることも考えられるため、特に平常と異なった状態を速やかに発見し、保護者に連絡をすると同時に嘱託医と相談し、適切な対応をする必要があります。
- そのため、機嫌、食欲、顔色、体温、動きの活発さなどについて、観察する時間を決め、こまめに健康状態のチェックをします。

III 事故防止及び安全対策に関すること

1 夜間帯に確実に連絡が取れる医療機関のリストの作成・共有

夜間帯の急病等に備え、確実に急患に対応できる医療機関のリストを作成し、夜間帯に勤務する全職員が医療機関に連絡できるよう共有すること。

- 提携している医療機関に、夜間に対応できる場所がなければ、新たに探すなどの必要がありません。

2 夜間帯の事故・病気等における適切な対応のための備え

夜間帯の事故・病気等の救急の際に、適切な対応ができるよう日頃から備えておくこと。

- 夜間帯の事故・病気等の救急の際に、119番通報、心肺蘇生措置、保護者への連絡、他の子供の保育など、保育者が確実に対応できるようにしておく必要があります。また、保護者に速やかに連絡ができるよう、緊急連絡先を明確にしておく必要があります。
- 曜日や時間帯によって保育者の人数やメンバーが異なる場合も、そのパターンごとに役割分担を決め、緊急時に動転することのないよう、日頃から救急対応訓練を実施することが重要です。また、保育者は、定期的に救命講習を受けることが重要です。

3 夜間の睡眠中の事故防止に向けた取組

夜間の睡眠中、職員は子供のそばを離れずに見守り、必ず一人一人定期的に睡眠チェックを行い、その都度記録すること。

- 夜間の睡眠中は、職員が子供のそばを離れず、必ず見守らなければなりません。ベビーセンサー等の機器を使用する場合も同様です。医師にうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向け寝を徹底します。
- また、睡眠中に、保護者のお迎えへの対応、救急対応等が必要になる場合もあるでしょう。その際も、必ず保育者が睡眠中の子供をそばで見守り、睡眠チェックを継続する必要があります。
- 特に睡眠の場所は玩具、小物等の誤嚥による窒息がないよう何も無い状態にしておく必要があります。

4 夜間帯の災害発生に備えたマニュアル作成

夜間帯の火災や地震などの災害発生に備え、緊急時の対応の具体的内容、手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

- マニュアルの作成に当たっては、それぞれの保育施設に応じた災害の想定を行い、保育所の生活において、様々な時間や活動、場所で発生しうることを想定し、それに備えることが重要です。

- したがって、夜間帯においても日頃から災害発生時の各職員の役割分担と責任について明らかにし、共有しておくことが大切です。

5 夜間帯における定期的な避難訓練の実施

夜間帯の保育中に、定期的に消火、通報、避難訓練、不審者対策訓練等を実施し、緊急時に全ての子供の安全を確保できるよう、日頃から備えておくこと。

- 危険個所の点検や訓練、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を行う必要があります。
- 避難訓練は、職員同士の役割分担や子供の年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子供自身が発達過程に応じて、災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けていくことを目指して行われることが重要です。
- 訓練を通じて、夜間帯の避難だからこそ必要な物等も確認し、すぐに持ち出せるよう用意しておくことが大切です。

6 夜間帯の災害発生に備えた地域の関係機関との協力体制の構築

日頃から消防、警察、医療機関、自治会等と連携を図り、災害発生時に必要な協力を得られるようにすること。

- 夜間帯は、特に限られた数の職員体制で子供たち全員の安全を確保しなければなりません。いざという時に円滑に支援や協力を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことが重要です。

IV 子育て支援に関すること

1 保護者とのコミュニケーション

子育てを支援するため、様々な機会を捉えて保護者とコミュニケーションを取ること。

- 保護者の子育てを支援するため、様々な機会をとらえて子供の日々の様子を伝達したり、子供の家庭での様子を聞いたりする等、保護者と連携して子供の育ちを支えることが大切です。
- 例えば、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など様々な機会を捉え、コミュニケーションを取るようにしましょう。

2 子供の生活への配慮

子供の発達の状態、健康状態、生活習慣、生活リズム及び情緒の安定に配慮して保育を行うことができるよう、家庭と連携、協力していくこと。

- 夜間帯の保育を実施することで、長時間保育に結びつくことが考えられます。保育施設は、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の保育ニーズに応じつつも、子供の最善の利益の保障を第一に考える必要があります。
- 利用を開始する際には、子供の心身に負担が生じることがないように、保育時間に十分に配慮するなど、契約内容を慎重に検討する必要があります。
- 子供とのスキンシップを大切に、しっかりと愛情を伝えられるようなフォローを忘れないようにしましょう。

3 関係機関との連携

保護者と子供の関係に気を配り、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、区市町村や関係機関との連携の下に支援を行うこと。

- 夜間帯の保育を実施することで長時間の保育、ひいては24時間以上の保育も可能となることから、事前連絡なしに保護者のお迎え時間が遅くなっていく、予定外に24時間以上の保育になるなどの事例が出てくる場合が想定されます。
- 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、早期に区市町村や関係機関と連携し、子供の最善の利益を重視して支援を行うことが大切です。